

# 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金 交付申請の手引き

※申請団体は申請前に必ずお読みください。

## はじめに

平成8年度から運用してきた沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金制度については、平成22年3月31日をもって廃止され、平成22年4月1日からは「沖縄県障害者社会活動推進事業補助金制度」として、沖縄県内の障害者の社会活動や地域活動を促進するための制度となっています。また、本制度が告示されてから5年を経過し、県の行財政改革プランの趣旨から、平成27年度において制度の見直しを行い、より効果の高い事業が実施されるよう制度の転換を図り、平成28年度4月1日から改正された交付規程が適用されます。

この手引きは、身体障害、知的障害、精神障害又は難病等など障害の種別を超えて障害者の社会活動と地域活動を推進するための事業を実施しようとする法人その他の団体の皆様が、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金を活用するための申請手続などについてご理解いただけるよう作成しました。

## 1 補助金の交付申請の手続について

本制度では、身体障害、知的障害、精神障害又は難病等の種別を超えて障害者の社会活動と地域活動を推進するための事業を実施しようとする法人その他団体であれば、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金の交付を申請することができます。

本制度では、障害者の社会活動と地域活動を推進する事業を実施しようとする法人その他団体について申請ができるようになっております。

申請しようとする法人その他団体が補助金の交付申請に当たって必要な事項は、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の定めるところにより、各年度の必要事項について知事が決定した上で、各年度の4月1日から5月31日までの間、沖縄県（障害福祉課）のホームページでお知らせすることとしています。

沖縄県（障害福祉課）のホームページのアドレス

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/hojo/index.html>

沖縄県（障害福祉課）のホームページでお知らせする事項は、当該年度における補助金の交付に関しあらかじめ知事が定める補助事業の数についてお知らせするほか、補助金の交付申請に必要な申請書等の書類やその様式、知事が定める補助事業の数を適用した場合における当該年度の1団体当たりの補助金交付予定額（※1）などについても併せてお知らせします。

- (1) 補助金の交付申請に係る公募期間について  
毎年4月1日から同年5月31日まで
- (2) 県ホームページに掲載してお知らせする内容について
  - ア 当該年度における補助金の交付に関しあらかじめ知事が定める補助事業の数
  - イ その他補助金の交付申請に当たって参考となる事項
    - (ア) 補助事業（沖縄県障害者社会活動推進事業）の交付決定に係る要件
    - (イ) 当該年度に交付される1団体当たりの補助金予定額
    - (ウ) 補助金の交付申請や事業の実績報告・完了報告に必要な書類やその様式
    - (エ) その他交付申請に関し必要な事項（当該年度の手続に係る留意事項を含む。）
- (3) インターネットを利用できる環境にない団体への配慮について  
インターネットを利用できる環境にない法人その他団体から希望や申入れがあれば、県のホームページでお知らせする事項についてFAXやメール等で送付させていただきます。

※1 「当該年度に交付される1団体当たりの補助金予定額」とは...

新制度における「当該年度に交付される1団体当たりの補助金予定額」とは、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程により、知事が4月1日に次の算式によって算定します。算定される額は、毎年度同じ額でなく、年度によってその額が変更されることがあります。

$$\text{算式 社会活動推進事業補助金} = \frac{\text{社会活動推進事業補助金に係る予算の額}}{\text{知事があらかじめ定める補助事業の数}}$$

2 補助金交付申請書の作成方法について

補助金の交付を受けようと希望する法人その他団体は、補助金交付申請書とその関係資料を知事に提出することが必要になります。補助金交付申請書やその他関係資料は、沖縄県（障害福祉課）のホームページ等に掲載していますので、それらを活用することができます。また、補助金交付申請書の様式は、沖縄県障害福祉課でも配布しています。

- (1) 申請に必要な書類
 

申請に必要な書類は、次のとおりとなります。なお、様式の作成方法について、別資料でその例を示していますので、ご覧ください。

|   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 沖縄県障害者社会参加推進事業補助金交付申請書（第1号様式）</li> <li>イ 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要説明書（第1号様式の2）</li> <li>ウ 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）</li> <li>エ 申収入支出予算書</li> <li>オ 申請団体の当該年度の収入支出予算書</li> <li>カ 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の3）</li> <li>キ 法人格を有しない団体は、団体の規約の写し及び団体を代表する者が分かる書類並びに団体の目的及び実施事業の概要に関する書類</li> </ul> | } | <p><b>必須書類</b></p> |
|---|---|--------------------|

書類.....**必要に応じて提出**

ク 申請する事業と同一又は類似の事業に係る過去1年分における実績を示す書類（過去の実績がない事業は、当該事業が実施されることで、障害者の自立と社会活動が推進されることを示す書類）……………**必須書類**

(2) 補助金交付申請書の提出について

補助金交付申請書の受付期間は、4月1日から5月31日までの2ヶ月間となります。申請期間を過ぎてからの提出は認められませんので、あらかじめご了承ください。補助金交付申請書の提出は、「沖縄県障害福祉課」が提出先になります。

(3) 提出した申請書の補正（修正）依頼について

提出した補助金交付申請書や関係資料に不備等があった場合、申請書の記載事項について知事が訂正や修正を求めため補正を命じることがあります。知事からの補正命令は、2週間以内の期間内に行う必要があり、その期間中に補正した書類の提出がない場合は、どのような理由があったときでも、申請者が申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

### 3 補助金の交付決定又は不交付決定について

公募期間の最終日である5月31日に補助金の申請受付を締め切ります。申請受付を締め切った後、知事は、申請された書類について審査し、交付又は不交付の決定通知書を8月31日までに申請者に対し通知します。

(1) 審査について

申請された書類をもとに補助事業として実施しようとする事業の内容について審査を行います。書類だけで事業が不明確である場合は、電話連絡や確認のほか、別の書類の追加提出を求めることがあります。また、それでもなお事業内容が不明であるときは、ヒアリングや実地の確認を行うことがあります。申請内容について問い合わせや追加資料を求められた場合は速やかに対応をお願いします。

(2) 審査する事項

- ア 申請された事業が障害者の社会活動及び地域活動の推進に関する効果があるかどうか。
- イ 公益性、専門性及び広域性を有する事業であるかどうか
- ウ 事業の実績その他補助金の交付に関し必要な事項

(3) 補助金の交付申請を取り下げる場合の手続

補助金の交付決定通知書を受け取った後に、補助事業として申請した事業を実施することができなくなった場合、決定された補助金の額によると補助事業を実施できない場合、補助事業を実施する予定がなくなった場合などの特別な事情が生じたときは、補助金の交付申請を取り下げることができます。

補助金の交付申請の取り下げは、補助金の交付決定通知をうけた日から10日以内に知事に対し、社会活動推進事業補助金の交付申請を取り下げる旨及びその取り下げる事由その他必要な事項を記載した書面を提出することが必要となります。

#### 4 補助金の交付額について

補助金の交付額は、団体が実施する事業の内容や団体の規模に応じた差異がなく、知事が算式によって算出した同一の額に決定されます。障害者の社会活動と地域活動を推進する事業に係る補助金の交付決定額は、各団体とも定額となります。

##### (1) 補助金の交付額の決定について

交付する補助金は、予算の範囲内で執行することになりますので、年度ごとの予算状況によって、その額が変わることがあります。

補助金の交付申請に係る受付期間が満了し、申請数が確定した段階で、当該年度における補助金交付額を知事が改めて次の算式により算出します。

$$\text{算式} \quad \text{社会活動推進事業補助金の額} = \frac{\text{社会活動推進事業補助金に係る予算の額}}{\text{当該年度に交付申請があった補助事業の数}}$$

##### (算出例)

社会活動推進事業補助金に係る予算の総額が12,000千円である場合で、交付申請があった補助事業の数が26のとき。

$$\text{社会活動推進事業補助金の額} = \frac{12,000 \text{千円}}{26} = 1 \text{ 申請当たり} 461 \text{千円} \quad (46 \text{万} 1 \text{千円})$$

※千円未満は切り捨て。最大60万円となります。

##### (2) 補助金交付申請があった数に基づく補助金の交付額のお知らせについて

補助金交付申請があった法人その他団体の数により、改めて知事が算式により補助金の交付額を算出した場合には、その旨及び補助金交付申請があった法人その他団体の数により算出した額について、県のホームページでお知らせをすることとしています。

#### 5 補助金交付決定後の交付請求について

補助金の交付決定通知書が通知された法人その他団体は、その事業を実施し、事業が完了した後に、補助金請求書を沖縄県障害福祉課に提出し、補助金の交付を受けることができます。

##### (1) 補助金の交付時期について

沖縄県からの補助金の交付は、精算払で行うこととされていることから、当該事業の実施前又は実施中に、県から支払うことはできません。ただし、補助事業を実施する前に又は実施している途中で補助金の交付を受けないと補助事業が実施できないなど特別な事情がある場合に、交付決定額の9割を限度として概算払により行うことがあります。概算払が受ける必要が団体は、補助金請求書のほか、交付決定の通知を受けた後、概算払を受けたい特別な事情を明かにした理由書を提出して下さい。

(例) 補助金交付決定額が450千円の場合に概算払を行うことができる額  
405千円 (450千円×90%=405千円) が概算払できる額  
注意：残りの45千円については補助事業の実績報告後に支払う。

## (2) 概算払に必要な書類

概算払に必要な書類は、次のとおりとなります。

- ア 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金概算払請求書 (第5号様式)
- イ 概算払を受けることが必要となる特別な事情を示す理由書

## 7 補助事業終了後について

補助事業を完了した後は、補助事業に係る実績報告書を提出する必要があります。補助金の交付申請に係る申請書その他関係資料と同様に、沖縄県障害福祉課のホームページに必要な様式を掲示しますので、ダウンロードしてご活用ください。

### (1) 実績報告に必要な書類

補助事業に係る実績報告に必要な書類は、次のとおりとなります。

- ア 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書 (第3号様式)
- イ 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書 (第3号様式、別紙1)
- ウ 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書 (第3号様式、別紙2)
- エ 障害者団体事業実績報告書
- オ 障害者団体収入支出決算書
- カ 補助事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写し

必須書類

### (2) 実績報告書の提出について

実績報告書の提出は、事業が終了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県障害福祉課へ提出する必要があります。

#### 例) 事業終了日が1月10日の場合

事業が終了した日が1月10日であった場合には、1月10日から起算して30日を経過する日は2月9日となり、翌年度の4月10日よりも早い日となるので、事業の実績報告書の提出は2月9日までに行わなければならない、こととなります。

沖縄県

子ども生活福祉部 障害福祉課

計画推進班（社会活動補助金担当）

tel. 098-866-2190 fax. 098-866-6916

E-mail [aa029017@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa029017@pref.okinawa.lg.jp)

〒900-8570 沖縄県泉崎1-2-2（本庁舎3階）